

令和6年度 第4回

富田林市交通会議 参考資料1

地域公共交通導入マニュアル（素案）

富田林市交通会議
富田林市道路交通課

※令和5年度 第2回 富田林市交通会議

（令和5年7月25日実施）にて資料として使用

1 はじめに

・支援の趣旨

わが国では、少子高齢化やクルマ社会等の進展により、鉄道やバス、タクシーといった公共交通の利用者が年々減少し、さらに、公共交通の利用が不便な地域（以下「交通不便地域」という。）においては、高齢者等を中心にその移動手段の確保が困難な住民が年々増加傾向にあります。

本市内には、交通不便地域が点在し、住民の高齢化により当該地域における公共交通の必要性が高まる一方、過度のマイカー利用が、当該地域への公共交通の導入を妨げる要因ともなっております。このような事情から、公共交通機関にとっても、新たな地域に公共交通を導入する余裕もなく、今日の公共交通政策は多くの問題を抱えている状況です。

そこで、本市では、交通不便地域にお住まいの住民が主体となり、「地域のおでかけの足」を地域自らが考え、それを創り、守り、育て、そして活かすための活動を通じて、本市や交通事業者等の関係機関と協働しながら、当該地域の公共交通サービスの導入を含めた問題解決を目指すこと（以下「事業」という。）を目的とする団体に対し支援をいたします。

本市では、この冊子である「交通不便地域公共交通導入マニュアル」を策定し、移動手段の確保を検討されている交通不便地域の住民の皆様も取り組みの一助となれば幸いです。

- ※ 交通不便地域：本市内の鉄道駅から概ね 500 メートル、バス停留所から概ね 300 メートルの圏外に存する地域（本市交通基本計画にて定義）
- ※ 地域公共交通：地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関（地域公共交通活性化再生法第 2 条第 1 号）

2 支援の対象となる団体等

(1) 支援対象団体

この事業の対象は、下記の全ての要件を満たす団体（この要項上、以下「地域協議会」という。）とします。

- ① 富田林市内に拠点を置く団体
- ② 地域公共交通の導入を視野に入れた検討を行うことを目的とする団体（※1）、又は、この検討を新たに行うこととなった既存の団体（町会・自治会等、※2）。
 - ※1 すでに他の取り組みを行っている団体が新たに検討する場合も含みます。
 - ※2 隣接する町会等、複数の団体が共同して取り組まれる場合は、事前に代表団体名（本市担当課との連絡・調整を行う団体）を選定してください。

(2) 地域協議会の役割

地域協議会は、公共交通の導入にあたり、主に下記の役割に基づき取り組みます。

- ① 地域住民の総意（※）で、公共交通を導入に向けた企画・運営を行うこと。
 - ※ 総意とは、地域協議会の総会又は役員会等での承認を想定していますが、一部の住民による反対等がある場合は、承認前に反対意見の方との調整をお願いします。
【具体例】協議会（役員会）の定期的な開催、ワークショップの開催、運行計画（案）の作成など
- ② 地域住民相互で利用促進していくこと。
 - 【具体例】アンケート調査、機関誌の発行、公共交通の利用
- ③ 行政・交通事業者その他関係機関の立場を考慮し、かつ、法令を遵守しながら連携を図ること。
 - ※ 各関係機関との協議は、本市が行います。そのため、協議できる内容の素案について、地域協議会で取りまとめていただく必要があります。

(3) 留意事項

- ① この事業は、当該地域の公共交通サービスの導入を確約するものではありません。活動結果によって導入に至らなかった場合、本市はその責任を負いかねます。
- ② この事業は、本市や交通事業者等に対する公共交通の誘致、増便、停留所の設置等にかかる要望・署名等の活動を支援するものではありません。また、本市はこれらの要望・署名等に関する交通事業者等への働きかけも致しかねます。

3 事業の概要

(1) 本市の支援内容

この事業は、支援の趣旨の目的を達成するため、本市は地域協議会に対し、下記の活動を中心に支援をします。

- 公共交通サービス導入検討に向けた協議
- ワークショップの開催支援又は公共交通に関するノウハウの提供
- 公共交通サービスの運行計画（案）の策定にかかる支援
- 警察・道路管理者・運輸局・交通事業者その他関係者（※）との協議及び調整
- その他支援が必要とされる活動

※ 地域協議会の活動地域内での協議については、地域協議会でお願いします（例：停留所設置にかかる民地所有者への許可願い等）。

詳しくは、「地域公共交通検討支援事業の流れ」を参照ください。

(2) 財政的支援（補助金）の考え方

① 地域協議会の事業運営にかかる経費

地域協議会によるこの事業の運営にかかる経費の支援は行いません。

② 勉強会その他ノウハウ等にかかる支援

専門家等の講師派遣その他市が支援に必要と判断したものについては、本市の予算の範囲内で支援します。

③ 運行にかかる経費

検討の結果、運行することとなった場合について、市の要綱等の規定により、予算の範囲内でその経費の一部を負担します。

4 事業の検討開始にあたって

(1) 本市への事前相談

公共交通サービスの検討を考えている地域について、当該地域の現状、移動手段における問題提起、地域のニーズなど、市へ事前に相談をお願いします。相談を受け、地域が取り組むにあたっての協議を行います。

(2) 検討体制の構築

地域がスムーズに取り組めるよう、地域協議会の結成又は既存の団体において検討体制を整えてください。

5 取組み開始後の支援

(1) 地域ニーズ等の把握

地域公共交通を導入するために必要な、当該地域の実情やニーズ等を把握することが大事です。

本市での支援に先立ち、地域協議会において、公共交通の導入検討を行うにあたり、地域住民全員を対象にアンケート等で、その把握に努めてください。

本市では、その結果等を踏まえ、最善な支援方法を検討していきます。

(2) ワークショップの開催支援

当該地域住民全員を対象に当該交通不便地域の交通問題に対して、参加者の意見を集約し、将来の運行計画を作成するための基礎資料の一つとするため、ワークショップを開催していただきます。

ワークショップにかかる専門家の招聘、当日の運営、必要な諸物品等は、予算の範囲内で本市が支援します。なお、会場の使用や費用負担については、地域協議会でお願いします。

ワークショップの開催頻度に決まりはありませんが、これまでに取り組まれた地域では、下記のとおり 3 回実施されました。なお、地域特性によって開催内容が異なりますので、あくまで参考としてください。

- 1 回目：住民の異動にかかる困りごとの集約
- 2 回目：困りごとに対する地域が求める移動先の抽出
- 3 回目：移動先に至るまでの交通手段や経路地、料金などの提案

(3) アンケート調査の実施

ワークショップでは、各参加者の想いや意見を共有でき、住民が主導的に導入する過程において必要な作業ではありますが、対象となるすべての住民が参画できるものではなく、場合によっては一部の意見に捉われる可能性があります。

そこで、対象地域の全住民を対象にアンケート調査を実施することで、全住民の想いを直接反映できるメリットがあります。

アンケート調査内容は、専門的見地から作成する必要があるため、専門家の意見を聴きながら本市と地域住民が協議して作成していくものです。また、アンケートの実施時期は、ワークショップの進捗状況により異なりますので、本市と協議して決定していくものです。

これまでに取り組まれた地域でのアンケート調査内容は、概ね以下のとおりです。

- 家族構成、自家用車等の所有台数
- 普段の移動目的（通勤・通学、買い物、通院、娯楽等）
- 主な目的地（場所・地域）
- 公共交通（バス・電車、タクシー等）の利用頻度
- その他自由記載

(4) 運行計画（案）の作成

ワークショップ及びアンケート調査で得られた地域住民の移動ニーズ等の情報を活用し、下記の内容を盛り込んだ運行計画（案）を作成していきます。

- ① 運行方式、ルート、停留所等の場所
- ② 使用する車両（乗車定員）

- ③ 運行ダイヤ
- ④ 運賃の額
- ⑤ 運行する期間
- ⑥ 目標値の設定（利用者数、収支率など）

併せて、警察や運輸局等の許認可に関わる機関との協議を行い（関係機関との協議は本市が行います）、その協議結果を受けて、運行計画（案）の修正をしていきます。

（５） 地域による機運醸成

運行が実現しても、利用者が少なければ運行が持続しません。

そこで、運行計画（案）の作成と並行して、地域住民の皆さんで公共交通の導入に向けた機運を醸成していただきます。

特に、ふだん自家用車を利用する住民にも働きかけを行い、世代を問わず、潜在する利用者を把握していくことが重要です。

（６） 利用促進策や収支向上策の検討

機運醸成を並行して、導入する公共交通が利用しやすい施策を実施したり、沿線や駅前等の店舗や企業等にもご協力いただいたりすることも重要です。

持続可能な公共交通の基本は、「公共交通の利用」です。地域住民がみんなで乗り合う仕組みづくりや、賛同していただける企業等に賛助金として支援いただけるなどで、公共交通の収支を向上させ、ひいては、公共交通の活性化につながります。

（７） 実証運行に関する交通会議での協議

地域公共交通の実証運行を行うには、道路運送法第 21 条第 2 号の規定による国土交通大臣の許可（運輸局で手続き）が必要となります。その許可手続きの過程において、本市交通会議による協議調整が必須となります。

交通会議において協議が必要な主な事項は下記のとおりです。

- 運行計画（案）の内容について
- 効果的な利用促進策であるかについて
- これまでの取り組み成果について

（８） 運行事業者の選定

交通会議において協議が調ったら、運行事業者を選定します。選定方法は交通会議による見積合わせになります。

（９） 実証運行の実施

実証運行は、当該地域の公共交通の本格運行に先立ち、その可能性を検証するためのもので、この段階で利用者が少なく、運行経費に対する運賃収入が非常に低い場合は、次回以降の実証運行はもちろん、本格運行に至らなくなりますので、地域住民の皆さんで積極的な利

用をお願いします。

（10）実証運行結果の検証

実証運行では、机上では把握できなかったものや初めて見えてきたものがあるかと思えます。それらを分析し、次はどのようにしたら望ましい公共交通になるのかを検証することが必要です。

当初決定した運行計画（案）を見直し、再度、実証運行することで、前回とどう変化したのかを検証できるよう視野に入れることが重要です。

（11）再度、実証運行の実施

前項の検証を踏まえて、本格運行に踏み切れるか、再度実証運行が可能です。本格運行に踏み切っても大丈夫となるまで、実証運行とその検証を繰り返します（実証運行の回数に制限はありませんが、最初の実証運行から最長３年となります）。

（12）本格運行

実証運行の結果、収支率や気運の醸成等から、本格運行が可能と判断となった場合、路線バス等と同様の手続きを行い、正式な公共交通として運行することとなります。

しかし、本格運行となったとはいえ、利用者数が少ない（収支率が低い）状況が続くと、市の補助金が高額となり、地域の公共交通を支えきれなくなります。

そうならないためにも、本格運行後も、利用者数の把握やそれに応じた利用促進を引き続きお願いし、将来にわたって持続可能な公共交通を実現できるよう、地域住民の皆様で取り組みをお願いします。

6 交通不便地域以外の地域について

交通不便地域に該当しない、鉄道駅やバス停留所が近くにある地域については、当該鉄道や路線バスを利用していただくことで、大半の住民は解決できているものと考えております。

しかし、近年高齢化率が高くなっていること、特に 75 歳以上の後期高齢者の人口が増加傾向にあることから、この問題は交通不便地域にお住まいの方だけのものではなくなっています。

このことから、そのお困りごとに応じて、路線バス等の運行に影響を及ぼさない範囲で、その解決に向けた支援を考えていきます。

支援の方法は、これまで述べた交通不便地域にかかる公共交通導入支援に準じた方法で支援するものです。

支援の例

- 最寄りの停留所まで 100m の所に住んでいるが、そこまで行くのが大変。
- 同居の障がい者が通院先まで移動するのに困難だが、毎回のタクシー代の負担が大きく、頻繁にタクシー移動が困難。

7 取組みの終了（運行廃止）について

地域公共交通は、当該地域に暮らす方々の生活路線として運行するものですが、下記の理由等により、運行廃止を決断していただく場合もあります。

- ① 本市交通会議において本格運行の協議が調わなかった場合。
- ② 利用者の減少や他の移動手段の確立等により、当該地域での必要性が失われた場合。
- ③ 地域協議会が解散し、その後引き受ける団体がいない場合。

運行廃止は、交通会議において協議し、運輸局へ廃止の届出をもって成立します。

なお、取り組む地域の不存在により、本市がその運行を主体的に行うことはありません。

8 マニュアルの見直しについて

このマニュアルは、地域の実情にあった公共交通として、地域住民、市（交通会議）、事業者が協働して、その導入や改善を検討する手引書として策定するものです。

地域公共交通を取り巻く環境は、年々、厳しくなってきました。今後、社会情勢などの変化に対応できるよう、見直しを図ってまいります。

発行：富田林市交通会議

（事務局：富田林市産業まちづくり部道路交通課）

〒584-8511 富田林市常盤町 1 番 1 号

TEL：0721-25-1000 fax：0721-24-0269

e-mail：douro@city.tondabayashi.lg.jp

令和 年 月 発行